

世田谷区児童福祉審議会条例

令和元年10月1日条例第29号

改正

令和2年3月4日条例第12号

世田谷区児童福祉審議会条例

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第45条の3第4項並びに特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)第2条及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づく区長の附属機関として、世田谷区児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一部改正〔令和2年条例12号〕

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、前条第1項に規定する委員のほか、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の総数の4分の1以上が審議すべき事項を示して審議会の招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

(定足数及び表決数)

第6条 審議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(委任)

第7条 法令又はこの条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月4日条例第12号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。